令和3年3月10日付け事務連絡による改正後の介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則(参考例)の送付について(平成27年3月31日付厚生労働省総務課介護保険指導室事務連絡)

様式第2号記載例

記入要領

- 1 受付番号には記入しないこと。
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地、法人の種別、代表者の職名、代表者の住 所等は、登記内容等と一致すること。
- 3 「変更があった事項」の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」に具体的に記入すること。

なお、書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えない こと。(既存資料の写し及び両面印刷可)

4 「5 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所及び介護予防・日常 生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業を除いた事業所等の指 定や廃止等により事業所等の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された 場合にのみ届け出ること。

この場合、変更前欄と変更後欄のそれぞれに、指定等事業所等の合計の数を記入 し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定(許可)年月日、介護保険事 業所番号(医療機関等コード)、所在地を記入すること。

書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。 (既存資料の写し及び両面印刷可)

5 「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8 業務 執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者の業務管理体制の変更を行う 場合(組織の変更、規程の追加等)に届け出ること。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届出を要しないこと。

なお、事業所等の数の変更により、「7」または「8」を追加等する場合は、該 当項目番号に○を付け、追加の場合には、別添資料の添付により届け出ること。 (既存資料の写し及び両面印刷可)

6 届出先の行政機関から、記載内容等について連絡を行う場合があるため、この届出に係る連絡先を記入すること。